

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第3号

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則の一部を改正する規則

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則（平成19年総社市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(委任等) 第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。 (1) 略 (2) <u>法第18条第3項</u> の規定による意見の聴取 (3)～(8) 略 2 略	(委任等) 第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。 (1) 略 (2) <u>法第4条第3項（法第5条第3項及び法第18条第3項において準用する場合を含む。）</u> の規定による意見の聴取 (3)～(8) 略 (9) <u>法附則第2項の規定による農林水産大臣との協議（第1号及び第3号に規定する許可に係るものに限る。）</u> 2 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。